

ご加入者様

令和6年8月5日

川口工業健康保険組合

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金減免措置に対する見直しについて

平素いつもお世話になっております。

現在、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金減免措置を行っておりますが、厚生労働省・復興庁の通知に習い、当組合としても避難指示区域等の指定が解除されてから10年程度で減免措置を見直し・終了することが、令和6年7月26日開催の第205回組合会にて決定しました。

下記の通りとなりますので、ご査収の程、宜しくお願ひいたします。

### < 見直し対象地域および減免措置終了時期 >

見直しの対象地域は、避難指示区域等の指定が解除された地域を対象とする。

減免措置終了時期は、被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、激変緩和措置を講じながら適切な見直しを行うため、避難指示解除から10年程度（避難指示解除の日が属する年の翌年4月から9年11か月を基本）で終了とする。

<平成29年4月までに指定が解除された地域> (各年3/1～翌2月末)

被災当時住所を有していた地域	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 広瀬町、檜葉町の一部、南相馬市の一 部 川内町の一部、田村市、特定非難勧奨地 点	○	○				減免措置 終了
【平成27年までに解除された地域】 檜葉町の残り全 域	○	○	○			減免措置 終了
【平成28年までに解除された地域】 葛尾村の一部、南相馬市の一 部 川内町の残り全 域	○	○	○	○		減免措置 終了
【平成29年までに解除された地域】 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町 富岡町の一部	○	○	○	○	○	減免措置 終了

平成31年（令和元年）以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及びこれから解除される区域（特定復興再生拠点区域を含む）についても同様の考え方により、減免措置の見直し・終了とする。